

# 居宅介護支援重要事項説明書

## 1 利用者（被保険者）

氏名												
被保険者番号（市町村名）												（ ）
要介護区分												
要介護認定有効期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日まで											

## 2 事業者（法人）の概要

名称・法人種別	医療法人 杏仁会										
代表者名	理事長 岡田 聡										
法人の所在地・連絡先	高槻市東和町57-1 電話番号 (072) 671-0071 ファックス (072) 671-0070										

## 3 事業所の概要

支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	ケアプランセンター ローズマリー										
管理者名											
所在地	高槻市東和町57-1 電話番号 (072) 671-3030 ファックス番号 (072) 671-0280										
事業所指定番号	2770900203										
サービス提供地域	高槻市・島本町・茨木市・枚方市										

※上記地域以外でもご希望の方はご相談下さい。

## 4 事業の目的及び運営の方針

### (1) 事業の目的

当事業所で実施する指定居宅介護支援事業の適正な運営を確保するために、必要な人員および管理規定に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護者等からの相談に応じ、本人やその家族の意向などをもとに、居宅サービスまたは施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業者、介護保険施設等の連絡調整その他提供を行うことを目的とします。

## (2) 運営の方針

利用者が可能な限り在宅で自立した生活を営めるように、その状況に応じて適切なサービスの提供が行えるように配慮するとともに、関係機関との連携に努めます。

## 5 事業所の職員体制

資格	常勤	非常勤	指定基準	業務内容
管理者	(介護支援専門員と兼務)			管理業務・職員研修 苦情処理・国保連への請求
介護支援専門員				ケアプラン作成・管理サービス 担当者会議の開催・相談・調整
事務職員				給付管理表の作成 請求書作成

## 6 サービス提供の時間帯

営業日	営業時間帯
平日	9:00~17:00
土曜日	9:00~17:00

営業しない日	日曜日・祝日・12月31日~1月3日
--------	--------------------

## 7 サービスの内容

- ①居宅サービス計画（ケアプラン）の作成
- ②要介護認定の申請代行
- ③給付管理表の作成
- ④継続的な管理（モニタリング）及び再評価（再アセスメント）

## 8 サービスを利用するに当たっての交通費

サービス提供地域以内にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための、交通費の実費が必要です。

- ①事業所から片道おおむね 4km 未満・・・200円
- ②事業所から片道おおむね 6km 未満・・・400円
- ③事業所から片道おおむね 6km 以上・・・600円
- ④その他交通機関利用の場合・・・・・・・・・・実費

## 9 緊急時の対応

- (1) 当事業所でサービスの提供を行っている時に、利用者に病状の急変が生じた場合や、その他必要な場合は、速やかに利用者の家族と主治医、救急機関等に連絡を取るなど必要な措置を講じます。

医療機関等	主治医の氏名：
	連絡先：
緊急連絡先	氏名：
	連絡先：

- (2) 24時間連絡体制と利用者等の相談対応体制の確保を行っています。

※連絡先：管理者（ ） 電話 090-4492-1866

## 10 サービス内容に関する相談窓口・苦情対応

- (1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口にご連絡願います。

事業所	ケアプランセンター ローズマリー(担当者： ) 電話 (072) 671-3030 ファックス (072) 671-0280 対応時間 午前9時から午後5時00分まで
高槻市の相談窓口	高槻市福祉指導課 電話 (072) 674-7822 ファックス (072) 674-7820 対応時間 午前8時45分から午後5時15分まで
国民健康保健団体連合会	大阪府国民健康保健団体連合会 電話 (06) 6949-5418 ファックス (06) 6949-5417 対応時間 午前9時から午後5時まで

- (2) 苦情処理の体制及び手順

苦情、又は相談があった場合は、ご利用者の状況を把握するために、必要に応じ訪問を実施し、聞き取りや事情の確認を行います。

ご利用者の立場を考慮しながら、事実関係の把握を慎重に行います。把握した状況の検討を行い、時下の対応を決定し必要に応じて関係者への連絡、調整を行うと共に、ご利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。

### 1 1 秘密の保持と個人情報の保護について

個人情報の保護	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業者及び従業員は、サービス提供をする上で知り得た、利用者及び、その家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。</li><li>・事業者は、利用者の個人情報を用いる場合は、利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は、当該家族の同意をあらかじめ文書で得ない限り、サービス担当者会議等において利用者、利用者の家族の個人情報を用いませぬ。</li></ul>
---------	---

### 1 2 事故発生時の対応について

事故発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"><li>・事故が発生した場合は、利用者に対し、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講ずるとともに、速やかに家族等および関係諸機関に、事故発生状況および、今後の対応等について報告いたします。</li><li>・事故等により要介護認定に影響する可能性のある場合には市町村（保険者）に事故の概要を報告いたします。</li><li>・利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うよう努めます。ただし、事業所の責に帰すべからず事由による場合は、この限りではありません。（損害賠償責任保険に加入済）</li></ul>
----------	--

### 1 3 高齢者の虐待防止

虐待防止	<p>事業者は利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、必要な措置を講じます。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 研修等を通じて、従業員の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。</li><li>(2) 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。</li><li>(3) 従業員が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制のほか、従業員利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。</li></ol>
------	--

# 居宅介護支援サービス利用確認書

居宅介護支援サービスを利用するにあたって、重要事項説明書の内容に関して担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で居宅介護支援サービスを利用することを確認します。

令和 年 月 日

<利用者>

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ ⑩

<代理人>

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ ⑩

<説明者>

医療法人杏仁会

所属 ケアプランセンターローズマリー \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ ⑩